

特別会計の見直しについて

— フォローアップ —

平成16年11月19日
財政制度等審議会

特別会計の見直しについて
— フォローアップ —

平成16年11月19日

財務大臣 谷垣 槟一 殿

財政制度等審議会会長

貝塚 啓明

財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会は、特別会計の見直しについて、ここに報告を取りまとめた。

政府においては、本報告の趣旨に沿い、特別会計の見直しに向けた積極的な取組みを進めるよう強く要望する。

「特別会計の見直しについて—フォローアップ—」ポイント

- 昨年の「特別会計の見直しについて—基本的考え方と具体的方策—」における提言のフォローアップ
- 昨年の提言の実施状況を確認した上で、全31特別会計の約3分の1について個々の実態に即し掘り下げた検討を行い、改革の一層の進展に向けて課題を特定
- 検討の視点
 - ・事務事業の見直し
 - ・事業評価の活用による事業の重点化
 - ・事務費等のあり方の見直し
 - ・歳入構造の見直し
 - ・財務の健全性
 - ・説明責任(アカウンタビリティ)の強化
- 具体的提言の例

国有林野事業特別会計（治山勘定）

- ・治山事業の経理は、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計との区分を基本として、勘定の統合を実施
- ・治山事業について、事後評価の厳格な実施、評価手法の改善

道路整備特別会計

- ・道路特定財源について納税者の理解が得られる範囲で使途を拡大
- ・事業評価の手法の改善、道路整備以外の施策との協調・連携

港湾整備特別会計

- ・民活法の見直し（18年予定）を機に一般会計との役割分担を整理
- ・港湾利用料や受益者負担の適正化
- ・スーパー中枢港湾についてより厳格な事業評価、重要港湾について利用度を評価し新規採択要件を大幅に絞ること等により投資額を縮減

産業投資特別会計（社会資本整備勘定）

- ・NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は新規融資を原則停止し、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止

労働保険特別会計

- ・雇用保険三事業について、原則、全事業を目標管理の対象とし、目標の「質」も向上
- ・厳格な事後評価を踏まえ、事業の廃止を含めた見直し

電源開発促進対策特別会計（電源立地勘定）

- ・電源立地地域対策交付金活用事業の透明性を向上させ、事業成果を的確に評価

特許特別会計

- ・特許審査の効率性を定量的に把握・評価し、歳出の効率化・抑制に活用

厚生保険特別会計及び国民年金特別会計

- ・人件費・事務費等につき徹底的な見直しを行い、その結果を公表

自動車検査登録特別会計

- ・ワンストップ・サービス化の定着による業務の効率化に応じ、一般会計からの繰入を停止

漁船再保険及漁業共済保険特別会計（漁業共済保険勘定）

- ・現行制度の保険設計上の問題について徹底的な検証を行うとともに、単年度収支均衡の目標年次前倒しを含め、収支改善に向けた具体的な目標や工程表を策定・公表

食糧管理特別会計

- ・麦について、助成措置重点化のほか、コストプール原則を踏まえた適切な売買差益の確保、備蓄水準の見直し等を図り財務を健全化

すべての特別会計

- ・人件費・事務費等についての透明性向上
- ・事務事業の内容や資金の流れについて、分かり易い情報開示

目 次

はじめに	1
1. 昨年の提言の実施状況	2
2. 具体的提言	
(1) 事務事業の見直し	3
(2) 事業評価の活用による事業の重点化	7
(3) 事務費等のあり方の見直し	12
(4) 歳入構造の見直し	13
(5) 財務の健全性	14
(6) 説明責任(アカウンタビリティー)の強化	17
むすび	18

特別会計の見直しについて

— フォローアップ —

はじめに

特別会計小委員会は、昨年、すべての特別会計を対象に総ざらい的な提言を行った¹。本年の審議は、これらの提言のフォローアップであり、まず提言全体の実施状況を確認するとともに、個々の特別会計の改革を一層進展させるために、できるだけ具体的に追加的な指摘を行ったものである。これらの指摘に速やかに対応することで、特別会計改革の見直しが全体として更に一步先に進むことを目指している。

一つ一つの特別会計は独特の存在であり、その性格や課題も様々であるから、あくまでも個々の特別会計の実態に即して考えていく必要がある。こうしたことから、本年の審議では、全31特別会計の約3分の1を占める個別の特別会計をいわばモデルケースとして、これらについて深く掘り下げた検討を行った²。その際、昨年示された、特別会計の見直しに当たっての基本的な問題意識に沿って、個別の特別会計における課題の特定を図った。以下の報告は、そうした問題意識ごとに記述されている。

本年の審議で対象とならなかった特別会計については、来年以降の審議の中で取り上げることもある。また、本年の指摘を参考にして、それぞれの性格に応じた見直しへの取組みが実施に移されることを期待する。

小委員会は、昨年の提言を引き続きフォローアップしていくとともに、本報告に盛り込まれた具体的指摘の実施状況についても監視していく。

¹ 「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－」（平成15年11月26日財政制度等審議会報告：以下「特別会計の見直しについて」）

² 検討の対象は、特別会計の性格に応じて分類されたグループ（資料2参照）をできるだけ広くカバーするように選定した。

1. 昨年の提言の実施状況

昨年の提言の多くは、平成16年度予算編成の過程で実行に移された。例えば、事務事業の見直しの観点から、

- ・厚生保険特別会計や国民年金特別会計で運営する福祉施設の整備にかかる経費を大幅に縮減
 - ・労働保険特別会計で行う雇用保険三事業につき縮減・合理化
 - ・都市開発資金金融通特別会計が行う土地の先行取得事業を縮減
- 歳出・歳入の構造の見直しの観点から、
- ・国有林野事業特別会計で新規借入金から脱却
 - ・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で不用・剩余金を縮減

等の所要の措置が採られた³。小委員会は、引き続き提言に沿った対応が採られることを強く期待する。

また、昨年の提言では、

- ・船員保険特別会計について、被保険者数等の推移を踏まえ、独立した保険事業としての必要性
- ・森林保険特別会計における国による現行方式が合理的・効率的であるか
- ・登記特別会計のコンピューター化事業の完了を機に、登記制度を取り巻く諸情勢を勘案しつつ、廃止を含めた特別会計のあり方等
- ・電源開発促進対策特別会計と石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計との区分のあり方

といった中期的観点からの検討も求めたが、それらについても今後適切な時期に対応が行われることを期待する。

³ 昨年の提言への対応の全体像については、平成16年1月30日の財政制度等審議会財政制度分科会に提出された資料を参照。

(<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/top.htm>)

2. 具体的提言

(1) 事務事業の見直し（事業意義の低下・他会計の事業との重複）

経済社会の変化に伴い、事務事業を不斷に見直していく必要があるのは、一般会計でも特別会計でも変わらない。その際、たとえ必要と判断される事業であっても、一般会計や他の特別会計で行われている同種の事業との関係を整理した上で、はじめて実施が正当化されるべきである。

① 国有林野事業特別会計（治山勘定）

治山事業は山地災害の防止といった目的で国、都道府県により行われ、森林整備事業は木材生産の支援などといった目的で森林所有者への補助等という形で行われており、これまで両事業の性格の違いにより別会計・別勘定で経理されてきた。

一方、治山・森林整備の両事業の事業計画については、本年より「森林整備保全事業計画」に統合され、より効果的に行うこととしている。

こうした状況の中、治山事業の経理は一般会計からの繰入れ比率が高いことを勘案すれば、治山勘定としての区分経理の必要性が乏しいので、森林整備事業と同様（民有林は一般会計、国有林は特別会計）の区分整理とし、両者を統合することにより見直しを図るべきである。

【提言】

- 治山事業の経理は、一般会計からの繰入れ比率が高いことを勘案すれば、治山勘定としての区分経理の必要性が乏しい。今後は、森林整備事業と同様に、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に勘定の統合を行うべきである。早急に具体的な検討を進める必要がある。

② 道路整備特別会計

昨年の提言で、道路特定財源の使途について、納税者の理解の得られる範囲でできるだけ柔軟に対応していく必要を指摘⁴したが、平成16年度においても、平成15年度に引き続き、無電柱化の推進のための技術開発や有料道路の料金施策等の新たな使途の拡大を行っており、それ自体は評価できる。他方で、「納税者（＝ドライバー）の理解が得られる範囲」の解釈を誰が行うのか分かりにくい、また、使途の拡大の範囲が限定的過ぎるのではないかという指摘がある。そもそも全国の大半がドライバーであり、納税者の理解を得つつ納税者の便益に資する事業を行う、といつても、その対象である「納税者」は一般税の場合と大きく変わらないとの指摘もある⁵。

【提言】

- 道路特定財源については、引き続き、直接の納税者と一般国民との関係に留意しつつ、納税者の理解を得られる範囲で、使途の拡大を図るべきである。

③ 港湾整備特別会計

一般会計で行われる港湾整備事業⁶に、民活法によるインセンティブ補助があるが、本特別会計の事業との関係について今後整理を行う必要がある。

⁴ 「特別会計の見直しについて」16頁。

⁵ 直接の納税者（例：運送事業者）の負担は最終的には消費者に転嫁される一方、ドライバーの便益に資する事業（例：街路整備）はドライバー以外にもプラスの外部効果をもたらすことも考え合わせると、「納税者の理解」を狭く解する必要は薄いとも考えられる。

⁶ 港湾整備事業については、概ね特別会計において経理され、①国の直轄事業（施設については、港湾管理者（地方公共団体）に管理委託され、港湾管理者が使用料を徴収）、②港湾管理者に対する補助事業、③埠頭公社（第3セクター）等への無利子貸付、が行われている。しかし、民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する特別措置法）によるインセンティブ補助（民間事業者が、物流センター等の港湾の高度利用に資する施設を整備する場合に対する補助）に限っては、同法による他の事業と同様、一般会計において経理されている。

また、国の直轄事業により当該港湾の付加価値が高まっているにもかかわらず、港湾管理者が使用料金等につき適切な料金設定をしていないこともあり、ほとんどすべての港湾で管理運営の財源が不足している状況にある。このため、受益と負担の観点から、使用料金の適正化等についての検討が必要である。

【提言】

- 平成18年に予定される民活法の見直しを機に、一般会計との役割分担について、改めて整理すべきである。
- 港湾管理者は、国の整備した港湾施設からの収入を管理運営に充てることとされているが、その徴収及び支出が適正になされているか調査を進める必要がある。また、国においても、港湾施設の受益者からの応分の負担（港湾整備特別会計へ受入）を増やすよう更に検討を進めるべきである。

④ 産業投資特別会計（社会資本整備勘定）

本勘定は、昭和62年、国債整理基金に属するNTT株式売却収入の一部を用いて、無利子融資を行って社会資本整備の促進を図るために創設された。事業は3タイプに分類され、現在はAタイプとCタイプのみが行われている⁷。しかし、i) Aタイプの融資先となる地方道路公社や住宅供給公社は事業を縮減し、一部は経営難に陥っている、ii) Cタイプの対象は、当初のリゾート開発案件などが廃止となっている、iii) 当初は全タイプ総額で1兆3千億円に上った融資規模が足下では1千億円を下回っている等、事業環境が変化し、事業意義の低下も認められる。

⁷ Aタイプは収益を生む公共的建設事業に融資して、収益から償還を受けるもの。Bタイプは緊急に実施する必要がある公共事業に融資して、償還時に同額の補助金・負担金を交付するもの。Cタイプは日本政策投資銀行を経由して第三セクターに対して融資するもの。（平成3年より民間事業者に対する有利子貸付との併せ貸しによる超低利融資制度が設けられた。これをC'タイプと呼ぶ。）

加えて、Cタイプの対象事業は、日本政策投資銀行等の融資制度でほとんどカバーされており、他の同様の事業との重複を整理する必要がある。その際、日本政策投資銀行等の融資制度では、事業の内容や事業主体の経営状況等を勘案して、異なる政策貸出金利が適用されるのに比較して、本事業では融資先の事情に問わらず無利子となっており、公益に資するとは言え営利事業を対象としていることを考えれば、適当ではないと考えられる。

【提言】

- NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は、現在計画されている案件が終了した時点で廃止し、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止すべきである。あわせて、経過措置期間中も、事業規模を縮減すべきである。それにより、NTT株式売却収入は国債整理基金の財源充実に用いるとの本来の趣旨を貫徹することができる。

(2) 事業評価の活用による事業の重点化

合理的な理由があり、公益の点から望ましい事業であっても、現下の厳しい財政事情に鑑みれば、すべてを実施することは不可能である。従って、透明性の高い事前・事後の事業評価を、なるべく定量的に行い、それに従って事業の優先順位をつけ、優先順位が低いと評価された事業は廃止すべきである。

① 国有林野事業特別会計（治山勘定）

本勘定で行う治山事業については、新規・継続事業の費用便益分析が、水源涵養便益、山地保全便益、環境保全便益、災害防止便益について行われている。また、完了事業に関しては、事業効果の発現状況や事業実施による環境の変化等について評価する事後評価を平成12年度より実施しているものの、事前評価との比較などは行われていない状況にある。

【提言】

- 事業終了後には事後評価を厳格に実施するとともに、事前評価との比較が可能となるものから順次、両方の結果を比較検証するなど、評価手法の改善等につなげるべきである。

② 道路整備特別会計

昨年の提言⁸に応え、平成16年度から予算費目について、従来の道路種別に基づく構成から渋滞緩和等整備の目的別構成へと変更された。また、個別事業に関する評価を公表した上で以後の予算に反映させる取組みを推進している。

他方で、渋滞緩和という目標を実現する手段は道路整備に限られず、違法駐車車両の取締りや、信号のパターン変更、更には混雑税⁹まで、様々な可能性があることに留意が必要で

⁸ 「特別会計の見直しについて」13頁。

⁹ イギリスのロンドンでは、中心部に入るすべての車両から一日5ポンド(約千円)の料金を徴収する制度を昨年から導入し、一定の効果を上げたと言われている。

ある。

また、事業評価の手法についても、全ての便益を数値化することには限界があることは確かであるが、事業採択、優先順位付けを厳格に行うためにも一層の改善が必要である。

【提言】

- 渋滞緩和対策等の成果（アウトカム）目標達成のために、事業評価の手法の一層の進化を図るとともに道路整備以外の施策による対応をあわせて図ることが必要である。

③ 港湾整備特別会計

既に平成10年度から費用便益分析を行い、平成15年度からは事後評価も行っている。但し、重点化の対象となっているスーパー中枢港湾では、海外諸港との競争関係を便益算定に勘案するとともに、費用削減のためにハード施策とソフト施策との連携を図ることが重要である。

一方、重要港湾についても、事業評価の活用により事業の重点化を今後さらに進める必要がある。

【提言】

- スーパー中枢港湾（京浜港、阪神港、伊勢湾）の整備は、ソフト施策との連携による効果や、アジア地域をはじめとする海外諸港における港湾の整備状況も考慮に入れた上で、より厳格な事業評価を行うべきである。
- 重要港湾105港の利用度を評価し、平均を下回る重要港湾においては、新規事業を行うとしても改良工事に限定するとともに、継続中の事業についても不断の見直しを行い、投資額の縮減を図るべきである。

④ 労働保険特別会計

雇用保険三事業については、平成16年度から「目標設定→事業実施→事業評価→事業の見直し」という目標管理の考え方を導入した。目標管理に当たっては、i) 雇用維持支援から労働移動支援へ、ii) 雇入れ助成からミスマッチ解消へ、iii) 生活支援から早期再就職支援（自立支援）へという観点から、真に雇用・就業に資するかどうかという見地に立って、まず、事業の厳格な事前チェックを行う必要がある。あわせて、事業ごとの成果目標を設定した上で、実績について厳格な事後評価を行い、事業の廃止を含め厳しく見直しを行うべきである。

また、特別会計から補助金等の交付を受けている独立行政法人等についても、目標管理に基づく事業評価により、実績の乏しい事業や費用に比して効果が低い事業の廃止等事業の見直しを行い、運営の効率化を図るべきである。

平成16年度においては、主要な133事業のうち80の事業について目標設定が行われ、さらに平成17年度においても対象事業を拡大することとされているが、事業の性格を踏まえつつ、早急に、原則、全事業について適切な目標を設定すべきである。

また、現在設定されている目標には、事業の参加者数や参加者に対するアンケート調査を基にしたものが多く見受けられる。必要に応じ、サンプル調査等も活用しつつ、具体的・定量的で的確な成果（アウトカム）目標とするなど、設定する目標の「質」の一層の向上を図るべきである。

特に能力開発事業については、急速に変化する社会ニーズに対応し、雇用のミスマッチの解消を図る観点から、民間のノウハウを積極的に活用しつつ、就職率等の目標をコース単位等で設定し目標を達成できない職業訓練については廃止・見直し等を行う必要がある。また、例えば、雇用・能力開発機構が運営する「私のしごと館」についてもその事業の成果について徹底した検証を行うべきである。

【提言】

- 雇用保険三事業については、原則、全事業を目標管理の対象とし、

- 事業の廃止を含め厳しく見直しを行うべきである。
- 目標は、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から事業を評価できるよう、具体的・定量的で的確な成果（アウトカム）目標とするなど、目標の「質」の一層の向上を図るべきである。
 - 特別会計から補助金等の交付を受けている独立行政法人等についても目標管理に基づく事業の見直しを更に進めるべきである。
 - 能力開発事業については、就職率等の目標をコース単位等で設定しコースの廃止・見直しを行うなど、効率的・効果的な運営を図るべきである。

⑤ 電源開発促進対策特別会計（電源立地勘定）

電源開発促進対策特別会計電源立地勘定の電源立地地域対策交付金は、発電用施設の周辺地域における公用施設の整備や地域活性化事業等を促進し、これにより地域住民の福祉の向上を図ることで、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とするものである。本交付金は、平成15年10月の制度改正により、それまで発電用施設の整備段階等に応じて数種類に分かれていた交付金が統合され創設されたものであるが、その際、交付金を活用して行える事業の範囲が拡大されている。市町村等は様々なメニューの中から事業を選択することが可能な仕組みとなっており、かつては、道路整備等のハード事業が多かったが、最近ではソフト事業（高齢者用コミュニティーバス、地元児童への英語教育等）に活用される例も増えている。

原子力発電に関しては種々の議論がある中で、今後とも本交付金を活用して発電用施設の設置等の円滑化を図っていくためには、本交付金を活用した事業の透明性の向上を図ることが特に重要であると考えられる。しかしながら、現状では、交付金がどの市町村に交付され、どのような事業に充てられているのか不透明であり、また、それぞれの事業の成果も明らかでない。したがって、交付金を活用した事業を効果的、

効率的なものとしていくため、交付金を活用した事業の透明性を向上させるとともに事業成果の評価を的確に行っていく必要がある。

【提言】

- 電源立地地域対策交付金については、昨年10月の制度改革により本交付金を活用して地元地方公共団体が行える事業範囲が拡大されたが、交付金の活用状況が不透明で事業成果も明らかでない。交付金活用事業を効率的・効果的なものとし、国民の理解を得て、本交付金の目的である発電用施設の設置等の円滑化に一層有効に貢献していくためには、交付金活用事業の透明性の向上、事業成果の的確な評価を行うことが重要であり、そのための具体的方策を検討すべきである。

⑥ 特許特別会計

特許特別会計については、昨年の報告での指摘事項を踏まえ、i) 調査業務の外部委託先の拡大(公益法人要件の撤廃)、ii) データ通信サービス契約の開発費残額の前倒し支払いの実施、等の業務効率化に向けた取組みを進めている。他方、特許審査の順番待ち期間を短縮するとの目標達成のための任期付審査官の増員等が歳出の増加要因となっている。審査業務迅速化との目標を最小のコストで達成するため、前述のような取組みがどの程度効率性の向上につながっているかについて、例えば、審査官1人当たりの特許審査件数などの定量的な指標により把握し、歳出の効率化・抑制のために活用すべきである。

【提言】

- 特許審査の効率性を定量的に把握・評価し、歳出の効率化・抑制に活用すべきである。

(3) 事務費等のあり方の見直し

近時、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の人事費・事務費等に対して厳しい批判や意見が出されている。事業執行のコストである人事費・事務費等については、政府部内における縮減努力に加えて、事業コストを負担して受益を受ける国民全体による監視が、冗費の削減や効率化の向上に効果的である。

人事費・事務費等の水準は事務や事業の性格によって一様でないが、国民が事業の存続や優先順位に関する十分な議論を行うことを可能とするため、政府の説明責任として、事業執行のコストを明確に示すべきである。

査定単価の見直しを事業執行の効率性向上のテコとするなど、人事費・事務費等につき圧縮努力を継続していくとともに、その実態につき、透明性を一層高めていくべきである。

【提言】

- 各特別会計の人事費・事務費等については、透明性を高めるため、国民に分かり易い形での公表を検討すべきである。
- 特に、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、人事費・事務費等につき徹底的な見直しを行い、その結果を公表すべきである。

(4) 歳入構造の見直し

個々の特別会計の事情に応じて、歳入構造の見直しを進めるべきである。例えば、受益者負担の適正化を図るほか、事業運営の効率化を推し進めて一般会計からの繰入れを減額することなどが求められる。

① 自動車検査登録特別会計

本特別会計の事務のうち、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費については、一般会計からの繰入れにより措置されている（平成16年度予算ベースで18億円）。

今後は、平成17年度以降順次導入を図っていく予定の自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス化に伴い、業務の効率化により、業務取扱費の圧縮を図ることとする。その上で同経費についても、本特別会計の独自収入である検査登録印紙収入等により措置していくことが望ましい。

【提言】

- ワンストップ・サービス化の定着動向を見つつ、業務の効率化に努め、一般会計からの繰入れの停止に向けた具体的スケジュールを検討すべきである。

(5) 財務の健全性

特別会計が公益に資する事業を行っているにせよ、国民の負担で連年の赤字体質を放置するようなことは認められない。したがって、累積欠損のあるような特別会計は、事業内容の見直しを含め、実効性ある収支改善策を速やかに講じる必要がある。このような措置は目標年次とあわせて公表し、達成状況が明らかとなるようにすべきである。

また、特別会計から運営費交付金を交付している独立行政法人において累積赤字があるなど財務の健全性が毀損している場合には、当該法人が中期計画の中で適切な収支改善策を確実に遂行するよう、所管省庁がチェック機能を働かせる必要がある¹⁰。

① 漁船再保険及漁業共済保険特別会計(漁業共済保険勘定)

漁業共済事業は、漁業者（被共済者）が異常の事象又は不慮の事故によって損失を受けた場合に漁業生産額の減少分等を補てんするものである。国は、再共済団体の支払共済金が一定額を上回った場合に保険金を支払うとともに、漁業者の支払う共済掛金の一部を補助する仕組みとなっている。

漁業共済保険の収支は昭和50年代以降赤字傾向で推移しており、平成15年度末で繰越損失額305億円を計上するなど収支の改善が喫緊の課題である。

こうした中、種々の収支改善策が実施・検討されており、平成18年度の掛金率引上げ等により平成20年度には単年度収支の均衡を図るとしている。

しかしながら、国費を投入する保険制度である点を踏まえると、本制度には早急に改善すべき保険設計上の問題があると考えられる。例えば、任意加入の共済であるため高リスクの者のみが加入する「逆選択」が生じやすいほか、過去の漁業生産額を基礎として補償額を定めていることから、魚価、漁獲量、物価が低下している場合には補償額が過大となるおそれがある。

¹⁰ 審議の過程で、労働保険特別会計から運営費交付金が出されている（独）勤労者退職金共済機構が一例として指摘された。

【提言】

- 可能な限り早期に収支改善を図り財務の健全性を回復する必要がある。このため単年度収支均衡の目標年次前倒しを含め、収支改善に向けた具体的な目標や工程表を策定・公表すべきである。
- その際には、多額の繰越損失の解消を視野に入れつつ、現行制度における保険設計上の問題について徹底的な検証を行うこととし、可能なものは平成17年度から実施すべきである。

② 食糧管理特別会計

食糧管理特別会計は、平成6年度以降単年度収支が赤字化し、平成13年度からは繰越損失を計上している。平成16年度には単年度収支の均衡を果たしたが、なお739億円の繰越損失を計上しており、その解消を早急に図る必要がある。

その際、特に、麦収支の改革が重要である。麦作に対する助成は、かつては外国産麦の売買差益によって賄われていたが（コストプール方式）、支出面で麦の生産拡大に伴い助成金が増加する中、収入面で売渡価格を引き上げてこなかったことから、麦収支の赤字が拡大し、平成16年度には約450億円と見込まれる状況にある。

麦政策については、生産性を向上し、品質を高めるために、国による助成を効率性向上に取り組む一定の農家（担い手）に重点化することとされている。一律的な助成体系の下で生産拡大に伴い麦への助成総額が増加していること、麦生産に係る粗収益の約7割を財政負担等が占めていること等を踏まえると、現行の助成体系は持続不可能である。食糧管理特別会計の現状を放置することは許されず、早急に改革に取り組む必要がある。

【提言】

- 食糧管理特別会計の財務の健全化は喫緊の課題であり、昨年決定した米政策改革に引き続き、早急に麦政策の改革を推し進める必要がある。

る。

- 麦については、助成措置の良品質麦への重点化を適切に実施する他、コストプール原則を踏まえた適切な売買差益の確保、備蓄水準の見直し等を図る必要がある。
- 更に、政府倉庫の保管業務の外部委託をはじめ、食糧管理業務の効率化・合理化を引き続き進めるべきである。
- これらの取組みの成果を可能な限り平成17年度予算に反映させるべきである。
- 麦を含め、品目横断的な新たな助成のあり方が検討されているが、農業施策全体としての合理性と財政構造改革との整合性を確保する必要がある。また、対象農家の経営効率を勘案し、真に必要と認められる助成水準とすべきである。

(6) 説明責任(アカウンタビリティー)の強化

特別会計の事務事業の内容や資金の流れについては、これまで必ずしも簡便な形で国民に示されてこなかった。こうした点を改善し、特別会計の意義や課題について、広く認識されることが望ましい。

【提言】

- 各特別会計において行われている事務事業の内容に関する情報は、所管省庁のホームページ等を活用して、一層積極的に開示すべきである。
- 各特別会計を通じた資金の流れについて、例えば本報告書に添付する雛型（資料11参照）のような形で、 국민に分かり易い参考資料を公表すべきである。

むすび

本年の審議においては、

- ・国有林野事業特別会計（治山勘定）
- ・道路整備特別会計
- ・港湾整備特別会計
- ・労働保険特別会計
- ・産業投資特別会計（社会資本整備勘定）
- ・電源開発促進対策特別会計（電源立地勘定）
- ・漁船再保険及漁業共済保険特別会計（漁業共済保険勘定）
- ・食糧管理特別会計

の8特別会計につき所管省庁からヒアリングを行い、その他若干の特別会計についても検討を行った。

昨年の提言で特別会計の全体にかかる改革は漸く緒についたが、見直すべき問題点は山積している。これらを一つ一つ解消していく不斷の努力を強力に推し進めていく上で、財政制度等審議会及び特別会計小委員会は、引き続き大きな役割を果たしていく考えである。したがって、来年以降も、個別の特別会計へのヒアリングを織り込みつつ審議を行い、特別会計改革の一層の進展に尽力したい。

財政制度分科会 歳出合理化部会 名簿

<委 員>

井上 礼之	ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO
岡部 直明	(株)日本経済新聞社上席執行役員論説主幹
貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
幸田 真音	作家
笹森 清	日本労働組合総連合会会長
佐瀬 守良	(株)中日新聞社(東京新聞)論説委員
柴田 昌治	日本ガイシ(株)代表取締役会長
島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科長
立石 信雄	オムロン(株)相談役
寺尾 美子	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 桂子	(株)JT生命誌研究館館長
◎ 西室 泰三	(株)東芝取締役会長
野中 ともよ	ジャーナリスト
本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
松井 義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長

<臨時委員>

板垣 信幸	日本放送協会解説委員
井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
北城 恒太郎	日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
木村 陽子	地方財政審議会委員
河野 栄子	(株)リクルート取締役会長兼取締役会議長
小林 実	(財)地域活性化センター理事長
玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説顧問
○ 富田 俊基	(株)野村総合研究所研究理事
糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
宮本 勝浩	大阪府立大学経済学部長
望月 薫雄	住宅金融公庫総裁
山口 剛彦	独立行政法人福祉医療機構理事長
保田 博	関西電力(株)顧問

<専門委員>

秋山 喜久	関西電力(株)代表取締役会長
五十嵐 隆	(株)産業経済新聞社客員論説委員
石 弘光	国立大学法人一橋大学学長
今井 敬	新日本製鐵(株)相談役名誉会長
竹中 ナミ	(社福)プロップ・ステーション理事長
田中 豊蔵	元(株)朝日新聞社論説主幹
俵 孝太郎	評論家
水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
吉野 良彦	(財)トラスト60会長

(注)◎は部会長、○は部会長代理

財政制度等審議会 財政制度分科会
歳出合理化部会 特別会計小委員会メンバー

板垣 信幸	日本放送協会解説委員
井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
岡部 直明	(株)日本経済新聞社上席執行役員論説主幹
貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
河野 栄子	(株)リクルート取締役会長兼取締役会議長
佐瀬 守良	(株)中日新聞社(東京新聞)論説委員
田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科長
玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説顧問
◎富田 俊基	(株)野村総合研究所研究理事
西室 泰三	(株)東芝取締役会長
本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
宮本 勝浩	大阪府立大学経済学部長

(注) ◎は委員長

審議経過

○ 財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会特別会計小委員会

16年 1月28日	・平成16年度特別会計予算について
9月14日	・今後の進め方について ・平成16年度予算執行調査結果について
10月 4日	・農林水産省からのヒアリング (国有林野事業特別会計(治山勘定)) ・国土交通省からのヒアリング (道路整備特別会計、港湾整備特別会計) ・厚生労働省からのヒアリング (労働保険特別会計)
10月27日	・厚生労働省からのヒアリング (労働保険特別会計) ・財務省からのヒアリング (産業投資特別会計(社会資本整備勘定)) ・文部科学省、経済産業省からのヒアリング (電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定))
10月29日	・農林水産省からのヒアリング 〔漁船再保険及漁業共済保険特別会計(漁業共済保険勘定)、 食糧管理特別会計〕
11月 5日	・特別会計の見直し(素案)について
11月15日	・特別会計の見直し(報告書)とりまとめ

○ 財政制度等審議会財政制度分科会、歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同会議

16年11月19日	・特別会計の見直し(報告書)とりまとめ
-----------	---------------------